

米軍嘉手納基地所属の空軍兵による銃所持脱走事件に対する意見書

12月6日、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が基地から拳銃を持って脱走し、本村、宇座の民間住宅地周辺で憲兵に逮捕される言語道断の事件が発生した。

沖縄県警刑事企画課などによると、事件は12月6日午後3時35分頃、米軍側から「米空軍兵1人が行方不明になり、拳銃を所持している疑いがある」と通報を受けて発覚した。県警本部や沖縄署などは、警戒態勢を敷き、発砲に備え防弾用の装備品を着用して捜索に当たった。事件発覚から約2時間後の午後5時45分頃、憲兵隊が脱走兵を確保したとき、車内から拳銃と実弾15発が発見された。この事件の背景には、米軍当局の武器管理体制のずさんさと地元自治体への通報体制の遅れに問題があり、断じて許されない。

米国では先月の11月7日、沖縄駐留経験のある元海兵隊員が銃乱射事件を起こし12人が死亡するという事件が起きたばかりである。今回の事件は米国での事件を想起させるものであり、まさに過重な基地負担があるが故に起きた事件である。

米兵が身柄を拘束された現場周辺は、小学校や公民館、農村公園、観光施設などがある民間住宅地である。武器を持った兵士が脱走し、拘束されたことは、地域住民の生命に関わる重大事件に直結する恐れがあることから、村民を深刻な不安と恐怖に陥れるものであり、断固として抗議する。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について、早急に取り組むよう強く要請する。

記

1. 空軍兵が銃を所持し脱走した原因究明とその結果を公表すること。
2. 再発防止策の徹底とその策を公表すること。
3. 米軍の武器管理体制と早急な通報体制を確立すること。
4. 過重な基地負担の軽減を図ること。
5. 米軍優位の日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月11日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米軍嘉手納基地所属の空軍兵による銃所持脱走事件に対する抗議決議

12月6日、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が基地から拳銃を持って脱走し、本村、宇座の民間住宅地周辺で憲兵に逮捕される言語道断の事件が発生した。

沖縄県警刑事企画課などによると、事件は12月6日午後3時35分頃、米軍側から「米空軍兵1人が行方不明になり、拳銃を所持している疑いがある」と通報を受けて発覚した。県警本部や沖縄署などは、警戒態勢を敷き、発砲に備え防弾用の装備品を着用して捜索に当たった。事件発覚から約2時間後の午後5時45分頃、憲兵隊が脱走兵を確保したとき、車内から拳銃と実弾15発が発見された。この事件の背景には、米軍当局の武器管理体制のずさんさと地元自治体への通報体制の遅れに問題があり、断じて許されない。

米国では先月の11月7日、沖縄駐留経験のある元海兵隊員が銃乱射事件を起こし12人が死亡するという事件が起きたばかりである。今回の事件は米国での事件を想起させるものであり、まさに過重な基地負担があるが故に起きた事件である。

米兵が身柄を拘束された現場周辺は、小学校や公民館、農村公園、観光施設などがある民間住宅地である。武器を持った兵士が脱走し、拘束されたことは、地域住民の生命に関わる重大事件に直結する恐れがあることから、村民を深刻な不安と恐怖に陥れるものであり、断固として抗議する。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について、早急に取り組むよう強く要求する。

記

1. 空軍兵が銃を所持し脱走した原因究明とその結果を公表すること。
2. 再発防止策の徹底とその策を公表すること。
3. 米軍の武器管理体制と早急な通報体制を確立すること。
4. 過重な基地負担の軽減を図ること。
5. 米軍優位の日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成30年12月11日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、
嘉手納基地第18航空団司令官